

令和2年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 令和2年1月28日（火）

午後3時01分～午後5時20分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども支援課】

- (1) 議案第1号 「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 区立学校園 卒業式及び入学式

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立こども園条例施行規則の一部改正について
(2) 令和2年4月保育所等入所申込状況（一次締切）

【子育て推進課】

- (1) 認可保育所整備・運営事業者の選定結果について
(2) 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 区内子どもショートステイ事業の開始

【子ども施設課】

- (1) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について

【学務課】

- (1) 給食費の値上げと補助金について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（12月）

【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 令和2年度九段中等教育学校適性検査応募状況

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
(2) 広報千代田（2月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田 教育長

それでは、本年度最初の教育委員会定例会ということになります。
 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い申し上げます。
 まず、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から申請があった場合には、傍聴を許可するというご了承を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和2年教育委員会第1回定例会を開会いたします。
 本日、教育委員の出席は全員でございます。
 今回の署名委員は、金丸委員をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

◎日程第1 議案

子ども支援課

(1) 議案第1号 「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

◎日程第3 報告

子ども支援課

(1) 千代田区立こども園条例施行規則の一部改正について

坂田教育長 それでは、早速、日程に入りたいと思いますが、実は議事日程を見ていただきますと、最初に議案が1件ございます。議案第1号、「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」と報告案件の子ども支援課の(1)千代田区立こども園条例施行規則の一部改正について、という報告事項、これは内容が重なるものでございますので、議案とともに、報告も兼ねて、両方を最初に審議をしていただきたいというふうに思っております。

ということよろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長 よろしくお願ひ申し上げます。

それでは早速、議案第1号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正、及び報告事項、千代田区立こども園条例の施行規則の一部改正、よろしくお願ひいたします。

子ども支援課長 それでは、議案第1号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則という資料の2のところをご覧ください。

今現在なのですけれども、幼稚園の預かり保育の額は2時間ごとに設定しております。2時間に満たないときは2時間とみなします。預かり保育を受けるときは2時間を経過するごとに200円というような決まりでお預かりさせていただいております。しかし、かねてより保護者の皆様から、1時間でもいいのに2時間分お預かり料が発生するというので、1時間単位にならないかというようなご希望もありましたし、うちのほうもこの4月よりそういったような体制も整えて準備もできるということで、1時間100円ということにいたしました。

これにつきましては、本日、資料がないのですけれども、こども園の短時間についても同じようなお預かりをしておりますので、あわせてこども園の短時間、幼稚園部分に関しても同じように1時間100円ずつといたしますということをご審議していただければと思ひまして、お出しさせていただきました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ということで、幼稚園、こども園の短時間の両方の規則改正が必要ですが、こども園の短時間のほうは実は区長の持っている規則ということで、当委員会においては審議事項ではなくして報告事項ということにしておりますが、内容は一緒でございます。2時間単位で使用料をもらっていたところを1時間単位に変更するというのでございます。2時間単位ですと、2時間

たって1分1秒、1秒とは言いませんけれども、数分の中でまた2時間分をいただくというようなこともあったりして、トラブルの原因にもなりますし、2時間は預ける必要がないのだというご家庭もあるようで、そういった、これまでの積み上げてきた経験値の中からこういう料金設定で、額は特段変わりませんが、そういうことにさせていただいたということでございます。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 この変更をした場合に、幼稚園の担当者の人の手間がほとんど変わらないというふうに考えて、よろしいのでしょうか。

坂田教育長 支援課長。

子ども支援課長 はい。担当者の方は変わりません。

坂田教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、幼稚園使用条例施行規則につきましては、議案でございますので、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

賛成全員でございますので、本案は可決をいたしました。

◎日程第3 報告

子ども支援課

(2) 令和2年4月保育所等入所申込状況(一次締切)

坂田教育長 本日、新井課長がこの後、別のところに出ていかざるを得ないので、大変申しわけないのですが、次、協議事項でございますが、新井課長のほうの報告事項を先に、令和2年4月保育所等入所申込状況ということでございます。そちらの報告を先にさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、支援課長。

子ども支援課長 大変申しわけございません。

それでは、令和2年4月保育所等入所(一次締切)申込状況という資料をご覧ください。

それでは、ご説明させていただきます。

左側が令和2年4月一次申込者数です。12月28日締め切りをいたしまして、集計したものがこちらです。右のBは平成31年4月一次申込者数です。前年度との比較になります。一番右が差し引き数でございます。このC=A-Bというところで計を見ていただきたいのですが、前年度と比べますと、0歳、1歳、2歳も申込者数は減っております。3歳は増えておりま

す。4、5も減っております。全体的に見ますと、減っているのかというところだけなのですけれども、子どもの数は若干ふえているというような状況なのです。ただ、保育園、31年度4月、また10月にも増えておりまして、全部で4園増えておりまして、少し落ちついてきているかなというところ です。全体といたしましては、保育園の0から5歳までの保育園の入園者数は大変増えています。ただ、前年度と比較して、申込者数はこのような状況ということ です。

これはまだ一次の結果でございまして、2月14日までは二次の申込受付をしておりますけれども、そこで、やはり保育園に入りたいであるとか、一次の結果を見て、いや、私はやはりここは行きたくない、あちらへ行きたいのだとかにより状況が変わりますので、3月にまた最終的な結果のお話をさせて いただきたいと思っております。

ご説明は以上です。

坂田教育長 はい。保育所入所の申込状況という数字で昨年度の同時期との比較という こととでございます。

何かお気づきの点、ご質問等ございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 この数字だけを見ていると、今の0歳児から5歳児までの人数というのは 若干減っているように見えるではないですか。ところが、従前小学校のキャ パシティーの問題で、さらに当分の間は増えるという話をお聞きしていた のと、どういうふうには関係づけてお聞きしたらいいのかを、もしお教 えいただけるのであればありがたいなというふうに思います。

坂田教育長 大矢部長。

子ども部長 0歳児に関しては単純に、昨年より減ったところは減ったと見ていいので すけれども、1歳から5歳に関しましては、保育園の数が前年と全く同じで あれば、確かに減っているなということになるのですが、昨年1年間に結構 な数の保育園を開園して定員の数も増えております。そうしますと、前年に 比べて、この1年間で前年の0から5のところに入っている数が既に増えて いるので、この数が単純に減っているからといって、入所した方が減って いるのかということとそうではありません。0歳のところは新規なのでここは多 少減っているのかもしれませんが。

金丸委員 余裕があるという数字で見ているのであればわかるのですけれども、もう 単純に申込者数だけで比較してしまっているのでは、この資料から何を読み取 ればいいのかを判明しません。

坂田教育長 そもそも定員が何人で、それに対してどれだけの申し込みが来ているとい うような資料でないと、単純に今手を挙げている人がこれだけいますよと、 昨年度はこれだけでしたみたいなことでは、実像は何も掴めないというよう なところが確かにありますね。ただ、例年このスタイルで挙げてきていると いうことで踏襲してしまったところがあるのだらうと思っておりますけれども、も う一回ちょっと、次の二次がまた出て最終的な結果が出てくるのでしょけ

れども、その段階では整理をして資料を作成してください。

待機児童という意味では、今年度においても厳しいものがあるというふうに見ていいのかしら。

子ども支援課長

国の基準に従って待機児童を千代田区はカウントしておりますけれども、現段階では待機児童はまだ出ておりません。ただ、全員が希望する園には入れてはいませんけれども、第何希望ぐらいまでにはほとんどの方がお入りになられているというのが今の状況です。

先ほどのお話にもあったのですけれども、定員に対してどれだけというのはやはり必要だと思いますので、その辺はもう一度よく考えてまいります。

坂田教育長

はい。では、二次の結果を踏まえて、また改めてお願いいたします。

どうもありがとうございました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

坂田教育長

それでは、戻りまして協議事項に参ります。

子ども総務課から、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価でございます。

それでは、総務課長、よろしくお願ひいたします。

子ども総務課長

令和元年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書ということで、お手元に案を配らせていただいております。

めくっていただきまして、報告書の全体、目次でございます。概要それから対象事業の一覧、それから点検・評価シート、それから4番目、有識者の意見ということで、これが、前回の教育委員会でご覧いただいたものでございます。それで、それを受けまして5番目、各事業についての課題及び今後の取組の方向性ということで、各課のほうで作成したものですけれども、こちらについてご意見を頂戴したいというのが本日の趣旨でございます。

順番にざっと見ていただきまして、1ページ目は概要ということで、この点検・評価の、そもそもこういう形で行われているということを示させていただきます。

もう1枚めくっていただきますと、対象事業の一覧ということで、今回、点検・評価の対象となった9事業の一覧になります。上の5つが教育関係ということで、下の4つが次世代育成関係という形になります。

もう1枚めくっていただきますと、点検・評価シートということで、こちらがそれぞれの事業についてのシートになります。一番上のところが共育推進計画の目標ということで、この目標に対して進めていっている事業という形でシートのほうは整理させていただいております。

めくっていただきますと、2が特色のある教育活動、3が個に応じた指導の充実ということで、全部で9つの事業という形です。

さらに13ページまでめくっていただきますと、有識者の意見ということで、こちらは前回お配りしたものでございます。視察に行かれた先への事業についての意見が多かったのは、前回ご報告申し上げたとおりです。

それで、今度19ページ、すみません、お開きいただけますでしょうか。各事業についての課題及び今後の取組の方向性ということで、それぞれの事業についての方向性をこちらに書かせていただいております。国際教育の推進については、こういった形で、各校園において、国際教育の推進や持続可能な開発目標における取組について教育課程届に明確に記載し、取組への意識をもたせるようにする等々という形で書かせていただいております。

それから、特色ある教育活動については、真ん中辺ですけれども、各校園が本事業を生かし、ストーリー性のある教育活動を展開させる必要がある。そのため、今年度からは、次年度に向けた各校園の特色ある教育活動実施計画の提出期限を大幅に早め、それぞれのヒアリングに時間をかけて行っていくこととしたということでございます。

それから、個に応じた指導の充実ということで、巡回アドバイザーを引き続き派遣するということと、就学先での円滑な引き継ぎを行う。さらに区立学校等への講師の配置と特別支援教育専門員の配置で、学校（園）内の連携強化や支援の充実を図るという形でございます。

それから、心の教育の推進ということで、「心の教育コーディネーター」を派遣し、指導方法の工夫改善を図り、一層の充実を図るということでございます。

それから、ICTにつきましては、ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実践できるようにするというので、来年度より全面実施になるプログラミング教育ということで、各校で適切に計画・実践し、論理的思考力や課題解決力を育てていくということです。

九段小学校・幼稚園の整備事業関連については、整備した内容を踏まえ、新たな教育需要を踏まえて、多様で質の高い教育活動が展開できるように取り組んでいくという形でございます。

子どもの遊び場確保の取組については、今後も場所を確保できるよう継続的に取り組みを進めていくということです。

私立保育所等整備補助につきましては、今後も待機児童ゼロを目指し、保育の供給計画に基づいて必要な支援を進めていくということで、あと区有地の活用についても、用地の整備を進めていくという形になっております。

それから、課外活動支援事業ということで、代替園庭の確保と整備について、公園所管と協力して改善に取り組んでいきます。それから、離れた場所にある広い公園での公園活動ができるように、送迎バスの活用、なるべく多く使ってもらえるような支援をしていくということです。

それから、その他として、保育の質の確保と体制整備、それから保育士の負担軽減、学校教員の負担軽減ということで、方向性をお示しさせていただきます。

その後は、今回の点検・評価の有識者会議の概要でございます。資料1。
それから資料2として、点検・評価の実施要綱をつけさせていただいております。

報告等につきまして、説明は以上です。

坂田教育長 はい。点検・評価につきましては、対象事業、そしてそれに対する学識経験者からのご意見をいただいて、それを踏まえて各所管間が今後どういう方向を目指すのかということを整理したということなのですが、お目通しいただいて、何かお気づきの点、あるいはその先への提言でも結構でございますが、今後のあり方も含めて、何かお気づきになりました点がありましたら。

金丸委員 細かいことなのですが、点検シートの4番の心の教育の推進というのがあるのですが、点検シートの4枚目の一番下の事業実績を踏まえた云々と書いてある欄の上から4行目の真ん中のあたりから、「情報モラル」は、警察などの公的機関に講師を招きと書いてあります。これは公的機関からの間違いではないだろうかというふうに思うのですが。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。そうですね。

金丸委員 この有識者会議、台風があつて、第1回目の時は有識者が1名しか出席できなかったということを知る形で記載したほうが、意見書との関係でいいのではないかと思います。

坂田教育長 確かに。

子ども総務課長 そちらの実施状況については、もう少し詳しくわかりやすい形で掲載するようにいたします。よろしく申し上げます。

坂田教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、改めてお目通しいただいて、お気づきの点があれば、また担当のほうへ提出をいただきたいと思います。

それでは、協議事項を終了させていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 区立学校園 卒業式及び入学式

子育て推進課

(1) 認可保育所整備・運営事業者の選定結果について

(2) 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童・家庭支援センター

(1) 区内子どもショートステイ事業の開始

子ども施設課

(1) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について

学務課

(1) 給食費の値上げと補助金について

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等 (12月)

九段中等教育学校経営企画室

(1) 令和2年度九段中等教育学校適性検査応募状況

坂田教育長

報告事項に入ります。

まず、子ども総務課から、区立学校・園の卒業式と入学式の関係でございます。

お願いします。

子ども総務課長

それでは、資料のほうをご覧いただきたいと思います。資料が全部で3枚になります。

まず1枚目のA4の縦の資料をご覧ください。こちらのほうが区立学校・園の卒業式及び入学式等についてということで、保育園の卒園式が3月14日から、神田一橋中学校通信教育課程が3月8日、小学校は3月25日、中学校は3月19日、九段中等教育学校は3月7日という日程になっております。

それから、令和2年度の入学式の日程ですけれども、こちらのほうも保育園、こども園、小学校、中学校という形で書かせていただいております、小学校の入学式は4月6日、それから中学校は4月7日と、九段中等教育学校は4月6日の午後という形で予定をされております。

こちらの資料は、区議会議員それから民生・児童委員のほうへの配付用でも使わせていただく予定となっております。

それからもう1枚、次の資料をご覧ください。令和元年度の区立学校・園、卒業式等出席者名簿ということで、A4の横の資料ですけれども、こちらは、卒業式、幼稚園の修了式、中学校、中等教育学校、保育園の当日の出席いただく方の名簿になっております。それぞれ小学校卒業式、幼稚園修了式、それから中学校の卒業式、中等教育学校の卒業式にこういった形でご出席いただきたいということでございます。

それから、もう1枚目が令和2年度の区立学校入学式出席者名簿ということで、年度が変わりまして4月に入りまして入学式ですけれども、こちらのほうも、この一覧のような形でご出席いただきたいということでございます。

説明は以上です。

坂田教育長

今回は麴町小学校長、麴町中学校長が退職されるということで、そこには区長が入っていただいております。あとは教育委員さん、子ども教育委員会で割り振ったということでございますが、ぜひこちらに行ってみたい等々ございましたら。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、区立学校・園の卒業式、入学式につきましては以上でございます。

す。

引き続きまして、子育て推進課からの報告2件でございます。

まず、認可保育所整備・運営事業者の選定結果でございます。

よろしく申し上げます。

子育て推進課長

まず、認可保育所整備・運営事業者の選定結果についての資料をご覧ください。

増大する保育需要に対応するため、区有地、今回は旧高齢者センターの跡地を活用して保育所の整備と運営する事業者の募集を9月から行いまして、11月中旬に締め切りました。そのいただいた提案を審査会で審査した結果をご報告するものです。

今回の提案につきましては、8法人から提案がございました。その結果、5番のところあります株式会社こどもの森を採用することといたしました。定員は100名定員の提案をいただいたところです。

裏面に行きまして、具体的な採点の結果でございますが、8者の点数はご覧の表のとおりになっておりまして、今回の提案をいただいたこの株式会社こどもの森がもうほぼ全ての項目で一番いい点数をとったという状況になっておりまして、もうその段階でこの事業者を決定するようなぐらいの差の開きがあるような結果でございました。

今回の提案の中で、特に、審査員の中から優れていたと評価された点を何点か申し上げますと、まず③で財務状況評価分析表なのですが、これについては公認会計士の先生から非常にすばらしいというような評点で、もう満点という得点をいただいております。特に、今回借り入れもなく今回の建設ができるような、すばらしい財務状況になっているということでございます。

そして、具体的に保育のほうでございますけれども、各歳児別、また期別に各お子さんの保育の内容を細かく設定しておりまして、特に0歳、1歳については前期、中期、後期とお子さんの年齢にあわせて細かい保育計画がよくできているという評価でございました。そして、保育内容をあわせて、特に今、保育指針で求められている非認知能力の向上という、自分で考えて行動する力を身につけようという部分が非常によく考えられているというのが審査員の方のご意見です。あわせて、特に評価が高かったのが、保育士の人材育成でございまして、この会社は中途採用をほとんどしておらず、新卒で採用して、自分のところの保育方針、保育理念をきちんと職員に浸透させて、自分のところの保育士として一人前に育てていくという形をとっており、退職もそのため非常に少ないという状況で、その点も選定委員の方から大変高く評価された内容でございました。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、神保町の旧高齢者センター跡地に定員100名の保育所を設置をし、運営していただくということになりました。

金丸委員
坂田教育長
金丸委員

何かお気づきの点がございましたらご意見を賜りたいと思います。
ちょっと教えていただいてもいいですか。

はい。金丸委員。

これについては合計点が配点の6割以上である法人から選定するという規定、この表の見方なのですけれども、これは全部を合計したものが6割以上であればいいということなのですか、それともそれぞれの配分に関して6割以上が必要だということも含まれているのでしょうか。

坂田教育長
子育て推進課長

はい、どうぞ。

今のご質問は前者のほうになりまして、各項目で必ず6割ということではなくて、最終的なトータルとして6割の点数は必要ですということになりますので、今回で言いますと、⑤の会社までは一応提案内容としては合格点数にあったという結果になります。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

それでは、この保育所の選定結果についての報告は以上とさせていただきます。

続きまして、千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例の一部改正でございます。

引き続き子育て推進課長、お願いします。

子育て推進課長

では、A3の資料でございます。家庭的保育事業等の設備の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

本件は、第1回定例会への提案を予定しているものでございまして、その内容について報告させていただくものです。

まず、改正の内容を具体的にご説明する前に、内容に大きく関連します右側の「連携とは」というところと、「連携を確保しなければならない保育施設とは」というところをまずご説明させていただきます。

家庭的保育事業ですとか小規模保育事業という、19名以下の定員の保育施設につきましては、その定員が少ないため、集団保育を受けづらい、受けていても少人数であるということで、その点からほかの大きな認可保育園等と連携することで保育を充実させましょうというのが連携となります。

その連携の内容につきましては、ここにありますとおり3つ定められております。集団保育を経験させるように連携する。あるいは小規模な保育所でするので、その分、保育士の数も少ないので、保育士の先生が万が一体調不良とかになった場合の代わりの保育が受けられるように連携をしておきましょうということ。3つ目は、これらの保育園がやはり0～2歳までの保育園でするので、3歳以降、行き先がなくなってしまうと保護者の方たちがお困りになってしまいますので、そういうところを見つけておきましょうということでございます。

連携を確保しなければならない施設というのが、ここにありますとおり、

家庭的保育事業、小規模保育事業と事業所内保育事業を運営している事業者、保育園ということになります。

具体的な改正内容でございます。今、連携という部分でご説明したところに伴う改正内容は（１）と（３）となります。

まず（１）のほうなのですが、事業所内保育事業で保育所型と呼ばれるものは、20名以上のお子さんを預かっている施設になりますので、これは比較的同時に大きな集団で保育をしているというところから、既に1号と2号の保育の連携は免除されております。今般の改正でこの3号、0～2歳までで3歳以上についても自分のところでやろうと思えばこれだけの保育士がいるのでできますよねという考え方に基づいて、この3号の連携も不要にしますというのが今回の考え方になります。

そして、（３）のところなのですが、連携施設に関する経過措置ということで、家庭的保育事業ですとか小規模保育事業者というのは、小さいということもあって、連携先として大きい認可保育園を見つけないといけないのですけれども、大きい連携先自体も、全く知らないお子さんの保育を急に預かってくださいと言われてもなかなか難しいですし、急に預かって給食を提供してくださいと言われても、これもなかなか難しいということで、5年間の経過措置を定めて見つけてくださいねというふうになっていたのですけれども、やはり現実問題としては、連携先を見つけれられている小規模の園は千代田区内でもございませんし、恐らく全国的にもないと思われまして。ということで、これを10年間延長するというものでございます。

そして、連携とは別に、もともとのこの基準を定める条例で、認可保育所、小規模とはいえ認可の保育所でございますので、保育所であるということにおいては給食、食事の提供は必ずしなければならないというふうに条例で定まっております。ただ、小規模の施設ですので、今回の2番は家庭的保育事業だけになりますけれども、家庭的保育というのは基本的に保育者が一人でお子さんを見ているような施設でございますので、そこで給食を提供しようとする、保育士がお子さんを見ないで昼食をつくらなければいけないというような状況が見込まれてまいりますので、実際問題、家庭的保育事業所で給食を提供するというのは難しいのが現状です。ですので、5年間で何とかしてくださいねという経過措置が設けられていたのですけれども、これについても10年間に延長するというものでございます。

以上の内容につきまして、令和2年の4月から改正する予定でございます。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ここはよくわからないのですけれどもというようなところも含めてございましたら。金丸委員。

金丸委員

連携施設に関する経過措置の延長、第3条の延長を5年から10年にする、これは、あと5年延ばせば何とかなるといふめどが立っているのでしょうか

か。

子育て推進課長 正直に申し上げまして、改正理由のところにも書いたのですが、この相手先を見つけるということ自体、やはり相当難しい状況ですので、5年延ばせば恐らく見つかるであろうということは難しいのが正直なところですが、ただ、いつまでもというわけにはいきませんので、5年間と時期を区切って、その中で見つかるように努力してくださいというのが今回の条例改正になります。

金丸委員 考え方なのですが、めどが立つ可能性がかなり高いのだというのであれば僕は期限を切るべきだと思うのですが、そこがほとんど全国的にも見つからないということになると、この規定は努力目標に切りかえてしまったほうが本当は無理がないのではないかなという感じはしました。

子育て推進課長 すみません。入り口の説明がちょっと漏れておって申しわけなかったのですが、この家庭的保育事業の条例の内容については、厚生労働省令に従って定めなさいというのが児童福祉法に書いてあります。今般、その厚生労働省令がこのような形に改正をされております。その省令の改正を受けてうちの条例を改正するという内容になります。ですので、基本的には、区において、そのあたりの裁量の余地というのはないというのが現状です。ただ、実際のところの認識としては、金丸委員がおっしゃったように、区切ったところで、見つかるというのは相当困難な内容ではないかなというふうには思っております。

坂田教育長 うちの場合は、あい・ぽーとがこの家庭的保育事業と小規模保育に該当すると。それ以外にあるのですか。

子育て推進課長 まず、家庭的保育事業と小規模保育事業を全部、今はあい・ぽーとさんが担っていただいている、前の麴町保育園の園舎を活用して、今、小規模保育事業と地域交流施設というカフェを運営していただいています。家庭的保育事業は東神田と飯田橋に開設されている、あい・ぽーと飯田橋とあい・ぽーと東神田の2カ所です。

坂田教育長 金丸委員。

金丸委員 よろしいでしょうか。今は3号連携が問題になっているのですが、例えば2号連携のときに、保育士が1人でやっていると、その人がインフルエンザにかかったといったときには、どこか別の幼稚園に子どもは行くという形になるのですか。それとも、そこに別の保育園の先生が派遣されてくるといった形態をこれはとっているのですか。

子育て推進課長 今回の千代田区の例で言いますと、あい・ぽーとさんがやっていますので、1人の固定した保育士さんがそこをやっているわけではないので、日がわりというか、会社から今日はあなたねという形で保育に携わってきますので、体調不良等で万が一のときにはかわりの保育士さんが来るというような形になります。

ただ、全国的に、本当の意味での家庭的保育事業もお子さんを1人で保育士が見ている、自分の自宅で見ているような家庭的保育事業であれば、もう

そのような場合は恐らく預かれないというような形、今日は保育士が体調不良のため保育できませんということになるのであろうというふうに思います。

金丸委員　そうすると、この主な提携内容の中身としては、認可保育所等と書いてあるけれども、「等」の中には家庭的保育事業だとか、小規模保育事業でも構わないのだという意味が含まれているというふうに読めばいいわけですね。

子育て推進課長　連携先自体は、今回のこの家庭的保育、小規模保育、事業所内保育が認可保育園か認定こども園か幼稚園の、小さいほうが大きいほうに一方的に連携を求めるだけございまして、小さいもの同士の連携は今回の中では考えられていないです。

金丸委員　でも、今の話だと、あい・ぽ一の場合には、そういう話からすると、同じ3つのあい・ぽ一のうちのどこかの人が行ってもいいように聞こえたのですが、そういうことではないのですか。

子育て推進課長　同一のNPO法人に勤めている方が行っておりますので、連携しているということではないです。

金丸委員　あい・ぽ一に関しては、実際のところそういうふうにはやるけれども、形式的には連携するどこかのところがあるのだと、こういうことですね。

坂田教育長　本来あらねばならない。

金丸委員　それからもう一つ。家庭的保育の場合には、食事を提供しないとすると、1歳、2歳の子は、例えば食事と食事の間だけ預かるということになるのですか。

子育て推進課長　現状では、保護者にお弁当を持ってきていただいております。ですので、持ってきていただいたお弁当を保育者が預かっているお子さんに提供するという形のお昼を提供しております。当然、お昼時間もお子さんをお預かりして保育をしているという状況です。

金丸委員　そうすると、そのお弁当の保管は、よほど気をつけないと危険だということになるのですかね。

子育て推進課長　はい。持ってきていただくもの、あるいは食材を保管するものを設備として備えなさいというふうにこの条例上でもなっております、小さくてもいいから冷蔵庫を必ず用意しなさいというふうに、この条例の中で定まっております。実際に持ってきていただいたお弁当を冷蔵庫で保管して提供する前に電子レンジで温めて、せめて温かいものを提供するという形で実際の保育は行われております。

坂田教育長　そうですね。先延ばししながら、状況の推移を見ながらどこかで何か次の手を打とうとしているのか、そういった、先を見通せない中での話です。

　　うちは東神田のあい・ぽ一とさんがこの小さな保育園の営業をやっているということでは、先ほど担当課長もありましたように、本部がきちんとあって、そこから職員を派遣してきているという状況の中で、必要であれば本部のほうからの応援という形での対応をとっているというようなことござい

ます。

よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田 教育長

はい。ということで、次の案件に参ります。

続いて、児童・家庭支援センターから、区内子どもショートステイ事業の開始についてということです。

所長、よろしく申し上げます。お願いします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、お手元の教育委員会資料、区内子どもショートステイ事業の開始について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年の教育委員会に、運営事業者をプロポーザルにより選定し、決定いたしましたというご報告をさせていただいたところでございますが、こちらのほう、いよいよこの事業のほうを実施いたしますという、そういったご報告でございます。

まず、こちらの目的でございますが、保護者が育児疲れ、病気、就労等で児童の養育が困難な場合、一時的に児童を宿泊で預かるショートステイ事業を区内で開始するというものでございます。これまでは渋谷区の広尾のほうの施設で、1名という枠で児童を預かるということを実施しておりましたけれども、今般、区内にこの施設を開所することによりまして、預かる枠も広げて、より利用しやすくなるということでございます。

施設名でございますが、千代田フレンズ。所在地は千代田区神田司町2-5、DeLCCS神田大手町7階。裏面をご覧くださいますと、こちらの物件の位置図をこちらにお示ししてございまして、こちらの地図の左肩のチェック柄で赤で囲まれたこの物件、ここにこのショートステイの事業を開始するというものでございます。

表面にお戻りいただきまして、事業の開始日、本年2月1日から事業を開始いたしますが、今年度中につきましては、年度末も近いということもございまして、こちらの事業内容のうち、①のショートステイ事業、こちらを優先的に、これに特化する形で事業を実施するというものでございます。

なお、あわせて、こちらの②要支援家庭ショートステイ事業、これは要支援家庭、いわゆるリスクの高いご家庭のお子さんを一時的にお預かりするというものでございまして、ある意味、①と②は連携しているカテゴリーでございます。②につきましては、要支援家庭かどうかは、児童・家庭支援センターで判断の上、調整をさせていただくということから、まずはショートステイ事業の周知をしながら、運営を行っていくということを想定しております。

③トワイライトステイ事業、並びに④の日中の一時預かり事業、こちらの2つにつきましては、新年度4月以降、具体的にこちらは実施させていただくということを想定しております。

次に、利用定員でございますが、5名程度を予定しておりまして、こちらのほうで利用枠を増やさせていただいたというところでございます。

次に、利用料金でございますが、ショートステイ事業につきましては、1泊当たり、初日は5,000円、2泊目以降は3,000円ということで、食事代、おやつ代、送迎費につきましては、別途そちらのほうはお支払いをいただくということでございます。

最後に7番、運営事業者でございますが、こちらは先ほど申し上げましたように、昨年ご報告を申し上げました、渋谷区広尾にございます社会福祉法人福田会、こちらでございまして、こちらのほう、児童養護施設広尾フレンズというところが運営するというところでございます。

なお、もう1枚資料、色刷りの資料をおつけしてございますが、こちらは一般の方に周知を図るということで、こちらのチラシのほうを、今後、関係施設等に配らせていただき、またホームページにおいてもこちらのほうをご案内するというところでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

2月1日からということでございますが、先行してショートステイ事業から始めていくと。

この②の要支援家庭ショートステイ事業ですが、ここは児童・家庭支援センターさんの判断で実施する場合もあるということですか。

児童・家庭支援センター所長

はい。おっしゃるとおりでございまして、こちらのほう、例えばこの1枚、表紙の資料のほうでも、定員枠5名程度のうち、1名は緊急対応枠として原則確保しておくというふうに、こういう運営を予定しておりまして、その1名枠に、いわゆるこういった要支援家庭で、リスクの高いお子さんをお預かりしていくということを想定しているものでございます。したがって、この要支援家庭というのは、このお申し込みの段階でご申告いただくということではなく、基本、区側の判断というものを踏まえて行うというものでございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

俣野委員。

俣野委員

これは2月1日からもう開始するわけですがけれども、この周知方法は、このチラシと、あと区報か何かに載せている形なのですか。

坂田教育長

どうぞ。

児童・家庭支援センター所長

はい。区の広報につきましては、広報千代田1月20日号で掲載させていただきました。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

まず第1点、非常にありがたい事業だなと思いつつ、この事業のつくりがいま一つ分かっていないのですけれども、初日が1泊5,000円を受け取って、1人だけだとすると、何か経営的に成り立たないのではないかと疑

問があります。特に生活保護世帯や住民税非課税世帯は減免がありますからね。そういうときには、区が援助することでこれを成り立たせているのかどうかというのが第1点。

第2点は、②の要支援家庭ショートステイ事業のほうなのですが、これは、言ってみれば、児相が親子分離の一時的なものとしてやっているものと同等に見ていかどうかということで、もしそれがそうだとすると、実はこれは、以前に報道されていたものと同じ問題がありますけれども、一旦分離して、また戻すことで、要するに分離しているときのその親の精神状態は非常にいいのに、また戻ってきて一気にまた悪くなるという、その繰り返いで、子どもに危ない状況が生まれやすいという部分もあると思うのですね。そのときに、これが一時的なものではなくなってしまう可能性もあるのかどうか。そういうふうを考えていらっしゃるのかどうかを教えてください。

坂田教育長
児童・家庭支援センター所長

所長。

まず、1点目のご質問の、こういったいわゆる運営事業者に対しての区の援助と申しますか、これにつきましては、この事業は区の補助金によりまして成り立たせるということでございます。したがって、この事業のいわゆる収支と申しますか、そこは利用料だけでこの事業者が収支で賄うということではございませんので、運営経費、人件費も含めて、そこは区のほうで補助金で支援をするというものでございます。

それから、2点目の要支援家庭のショートステイ事業でございますが、こちらは、ただいまご質問にございました、例えば児童相談所が母子分離を行うような、そういったケースの場合には、これはいわゆる保護者の同意がなくても、そういった形で母子分離を行うわけでございますが、こちらの要支援家庭のショートステイ事業は、保護者の同意は得た上で、お子さんをお預かりするというものでございますので、そこは、いわゆる児相のような権限を、区のほう、あるいはこの事業者のほうで持っているわけではございません。

しかしながら、やはりリスクが高いご家庭については、そこはしっかりと見定めて、保護者の方を説得してお預かりするというところでございます。したがって、この要支援家庭ショートステイの結果、ある程度こちらのほうでお預かりする期間が少し長引くということも想定されるものでございます。

坂田教育長
中川委員

中川委員。

そうしますと、その一時的の問題というのをどういうふうに判断するのかなということと、預かる期間を具体的に決めるのは、どこが担うんでしょう。

児童・家庭支援センター所長

ただいまの今のご質問のその判断につきましては、区の児童・家庭支援センターにおける相談専門員がおります。例えば心理職あるいは保健師、そういった専門職の知見を活用しながら、母子の状況等をそこで見きわめながら

ということになってまいります。

坂田教育長

これは、ケースによっては、児童相談所と連携をとるようなケースも出てくるわけでしょう。

児童・家庭支援センター所長

はい。ケースによっては、児童相談所とも連携して、例えば児童相談所のほうに引き継ぎをするとか、そういったケースも、中には出てくることも想定されるものでございます。

坂田教育長

はい。

ほかにございますか。

長崎委員。

長崎委員

これは1月20日の広報に出たということですがけれども、既に問い合わせとかがあったりしているのでしょうか。

坂田教育長

どうぞ。

児童・家庭支援センター所長

お電話等で数件お問い合わせはいただいています。これから、③と④のメニューも増えてまいりますので、児童・家庭支援センター側も、なるべくこちらの施設を活用していただけるよう、この③と④を実施するタイミングで、また周知等を図らせていただくということでございます。

坂田教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

では、きょうのところはこのぐらいにさせていただきます。

続きましての報告事項です。子ども施設課から、お茶の水小学校幼稚園の施設整備についてでございます。お願いいたします。

子ども施設課長

はい。お茶の水小学校・幼稚園の整備に関しまして、本日ご報告申し上げますのは、工程表の変更に关しましてということが1点と、それからA3の実施設設計の図面を用いまして、課題となっている事項に関しましてご報告を申し上げたいというふうに考えております。

まずは、A4横判の工程表の変更に关しましてということでご報告申し上げます。

現在、令和元年度でございますが、実施設計が完了しまして、解体工事をやっている状況でございます。解体工事の完了が令和2年5月ということでございます。完了後そのまま、本来であれば新築工事に入るというのが本来でございますが、埋蔵文化財が見つかりましたので、発掘調査というのが6か月ほど必要になってきます。

令和2年の第2回定例会のほうで新築工事の議案の議決をもらいまして、その後、準備とか説明会をやりながら、発掘調査の完了を待ち、その後、着工ということを考えてございます。令和2年11月あるいは12月ぐらいから着手をいたしまして、完了が令和5年5月、令和5年度の5月というのが新築工事の完了になります。

こちらの教育委員会のほうでご説明申し上げておりましたのは、令和4年11月というのが完了ということで考えてございましたが、発掘調査が6か月

入ったということから、令和5年5月までに竣工になるということで、ご報告いたします。

それから、実施設計の図面のほうですけれども、こちらに関してはA3の資料をご覧ください。これは、パースの模型などを用いまして、こういった形ですということを以前の教育委員会でご報告申し上げました。一応その点に関して変更はございませんが、その後、施設整備の検討協議会というのを開催しております。学校の建築に関しては、そういった協議会で検討しているのですけれども、そこで課題となっているものが2つございまして、普通教室の間仕切りの関係ですね。普通教室の間仕切りについて、新しい九段小学校と同様の、オープンにも使用できるようなご提案でございます。

この実施設計の図面で申しますと、4ページ目、5ページ目、6ページ目が普通教室、クラスルームというのがございますけれども、こちらの間仕切りのところが、オープンにも使用できるような間仕切りになっているということがございます。こちらに関しましては、協議会のほうで、固定のものがいいのではないかと議論になってしまうというところがあったのですが、こちらのほうに関しまして、教育委員の皆様からもご意見をもらえればというふうに考えております。

それと、もう1点は校庭の仕様でございます。こちらに関しまして、九段小学校と同様の人工芝をご提案をしている仕様になってございます。こちらに関しましてご提案の内容でご説明を申し上げますが、若干心配というか、一輪車などの利用ができるのか懸念の声というのもございます。

一応、工程表の変更に関してと、実施設計の現在の懸案事項ということで、ご報告申し上げます。

以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

お茶の水小学校の新築工事が埋蔵文化財で結局のところ、半年遅れますと。

子ども施設課長

半年というふうに考えていただければと思います。令和4年11月に竣工であったのが令和5年5月になったということでございます。

坂田教育長

もう1点は、その新しいお茶の水小学校の校舎の様子というか、教室です。間仕切りをどうしても必要だという地域の建設協議会のメンバーの方々、そして一方では、いや、今後の教育は、ということでの、オープンな教室でいいのではないかとというようなご意見もありながら、これからの教育内容、指導方法、そういったものに対応できるように、どちらでも使えるものにしようというようなところでの落としどころという。

九段小の場合も、オープンにもできるし、必要に応じて、音の出るようなクラス活動があれば、クローズにも一部できますというスタイル、それを踏襲しようというようなことでございます。

というのが1点と、校庭、九段小と同じような人工芝にしたらどうだろうかということに対しても、これまでのお茶の水小学校は、ゴムチップの校庭

だったのですけれども、そちらのほうがいいのではないかと分かれているところなんです。もしその点についてご意見があれば、いただきたいということの趣旨だそうです。いかがなものでしょうか。

長崎委員、何かありますか。

長崎委員

確かに、縁日をやるときに、あの上で飲食ができないというので、ブルーシートを張って、その上でなければ縁日の食べ物は食べてはいけないとか、そういう制約はありますけれど。でも、しょうがないですよ。

坂田教育長

今、人工芝は九段小だけですか。

子ども施設課長

九段小と、和泉小が若干旧式の、旧バージョンの人工芝になっています。

坂田教育長

どちらのほうがいいとは決めづらいですね。

子ども施設課長

こちらのほうのご提案ということはもちろんなのですが、そうですね、九段小学校の例ということにもなるのですけれども、他区の例で言いますと、文京区さんなどは、改築していく小学校は人工芝にかえていくという方針があるそうです。全部でかえていっているということ聞いています。それから、新宿区に関しても、毎年2校か3校、人工芝にかえていくという改修工事をやっていっていると。順次人工芝に変えていっているということ聞いています。中央区と台東区は人工芝がないです。こちらはゴムチップだけということだそうです。どうしてかということ聞いたのですけれども、そういった要望がないからですというような形でございました。そういったことでした。

競技場というのかな、そういったことで考えれば、それはゴムチップがいいのですが、子どもたちの遊び方も変わってくるというようなことも言われているような状況もあります。芝生ですと、縁日とか屋台とかを出すときに、ブルーシートを敷かなければという話があるのですが、それと子どもたちとのどちらをとるかということ考えた場合、子どもたちの日常生活をメインに考えたほうがいいのではないかと考えています。

芝生の校庭の場合、枯れ葉の掃除が大変だとかということもあるのですけれども、それに関してもブロワーというようなものの掃除用具を用いることによって、そういったことの対応もできるということもございますので、子どもたちの遊びというようなことを考えて、人工芝を推奨といいますか、そういったことで計画しているというのが現実でございます。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

人工芝は結局プラスチックなのですね。海洋ごみなどの微小のプラスチックということで、その問題というのはやはり大きいなというふうに思うのですけれど。

坂田教育長

施設課長。

子ども施設課長

今考えているのは、ゴムチップの舗装ということとどちらかということ考えているものですから、その点で言うと結果は一緒というか、ゴムチップの舗装でございますので、ごみになるということ言えば、天然芝とか普通の土のグラウンドとは違うものです。

中川委員 天然芝という声は全然出なかったのですか。

子ども施設課長 それはないですね。

中川委員 一番いいのですけれど。

子ども施設課長 天然のという話はなかったですね。養生とかいう話にどうしても返ってきてしまうのですけれど。

金丸委員 最近、海洋で微生物によって分解するというプラスチックが結構話題になっているようなのですが、そういうものにしてやった場合、べらぼうにお金がかかってしまうのですかね。

子ども施設課長 そこまでのものとは考えていないのが現実なのですけれども、設計事務所にもその辺は確認をとりまして、金額などを出してみます。

金丸委員 それと、もう1つなのですけれども、正直な話、これから先のことを考えると、暑さ対策が非常に重要な問題になってくると思うのです。芝にした場合と、それからゴムチップにした場合で、表面温度が大きく違うということがあるかないのか、この辺はどうなのですか。

坂田教育長 施設課長。

子ども施設課長 基本的にゴムチップであるとか人工芝であるとかといったときには、それほど変わったというような数値は出ていないというふうに聞いています。それで、人工芝の場合ですと、充填材というのを加える場合があるのです。そうするとクッション性が高くなるらしいのですけれども、その充填材が熱を吸収してしまうような感じがあるらしいので、人工芝にする場合は、充填材の入っていないもので考えています。基本的にはゴムチップと同等の温度になろうかなというふうに考えております。

坂田教育長 はい。

ほかにご意見はございますか。

村木部長。

教育担当部長 今、子ども施設課長のほうから、お茶の水小学校の整備についてご報告させていただきました。これにつきましては、ずっとこちらのほうにご報告いたしましたし、議会のほうにもお話しして、また協議会というところでずっと議論を続けさせていただきました。

その中で、最終的に2つほど論点になっているのが、1つが先ほど言った教室の扉をどうするかというところで、これについては、九段小でやったように、どちらでも使えるようなものを採用して、その時々々の教育内容とか状況に応じて、開いても使えるし、閉じてでも使える。あるいは半分だけ開けておいても使える、そういうふうなものですよということでご説明させていただきました。

もう1つの校庭の素材につきましては、これは様々あると思います。恐らく、一番いいので言えば、それは富士見小でやったような天然芝というのがあると思いますけれど、ただ、実際、富士見小でやってみて、千代田区ぐらの校庭の広さだと、なかなかこれを維持していくのが難しいということがわかったので、ちょっと今回はどうかなということで、我々としてはそちら

のほうは提案させていただかなかったという状況でございます。

ほかにも天然のものということであれば、通常の土、郊外の学校などにあるように土のグラウンドというのはあると思いますけれど、都会だと風で砂が舞ったりとか、そういったこともございまして、なかなかそれは難しいと思います。

そういったこともありまして、現在では人工芝、新しい九段小は人工芝、ほかの従来の学校ではゴムチップのような、そういった素材が主流となっているので、その中でこういった形で進めていくかということ、いろいろと議論させていただいているところでございます。

今言ったほかにも、何か第三のということで、もしかしたらあるのかもしれませんが。いろいろ技術の進歩もすごいですし、金丸委員のほうからもお話があったような、そういった素材とかも恐らくあるかとは思いますが、この人工芝につきましても、九段小でやったときよりも、またさらにいろいろと出てきているとは思いますが。そういったことも含めて、今後もいろいろと議論しながら、進めていきたいと思っております。校庭に関しましては、最初に校庭をつくるわけではないので、まず、あそこは地下構造物も結構ありますので、そちらのほうから先につくっていきますから、まだ時間的な余裕はあると思います。

坂田教育長

いつまでなのでしょう、大体のめどとして。

これは、でも、基本的にいろいろな建設協議会であれ何であれ、参考意見としていろいろ言って、最終的には教育委員会として決定するわけですね。ということになりますので、いろいろなご意見をまた聞きながらですけども、いつごろをめどにしたらいいのか。それはまだわからないのですか。

教育担当部長

時間はまだあります。

坂田教育長

そうですか。まだ議論の余地はあるようでございますので、よろしく願いいたします。

では、引き続きまして、報告事項の次に参ります。学務課から、給食費の改定。値上げと補助金についてということでございます。よろしく願いいたします。

学務課長

はい。それでは、資料に基づきまして、学校給食費及び補助金の改定につきましてご報告申し上げます。

給食費につきましては、学校給食法の規定によりまして食材費は保護者負担となっておりますが、現在の給食費につきましては、平成20年4月に引き上げた後に、これまでずっと据え置きとなっております。しかし、この12年の間に、各種食品の値上げですとか、安全面を確保するための国産の食材使用の推進等によりまして、現行の給食費での実施がなかなか困難となっております。このために令和2年4月から給食費を引き上げる改定をする予定となっております。

改定内容、下の表にありますけれども、現在の小学校低学年で1食当たり253円を12円引き上げまして265円、中学年につきましては、現行の271円を

290円で19円の引き上げ、高学年につきましては、294円を21円引き上げて315円にすることを予定しております。また、中学校につきましては、現行347円を13円引き上げて、360円とすることを予定しております。

また、現在、給食費につきましては、保護者の負担軽減を図るために、他区の給食費との比較を行いまして、その差額の2分の1相当額を補助しております。これは、現行の小学校でいきますと1食10円の補助、中学校では1食15円補助となっておりますけれども、今回の給食費の改定に伴いまして、小学校につきましては他区との差額が広がったことがありますので、現行の10円の補助額から5円引き上げて15円とし、中学校と同額の補助額とすることを予定しております。

なお、この補助金につきましては、来年度予算にかかわることから、予算の議案としまして、この第1回の区議会定例会におきまして、議案の中身として提案するものでございます。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

学校給食費でございますが、この12年間据え置いてきた中で、やはり食品の値上げもあったろうし、それぞれ食品の基準の変化が、それにも対応していくというようなことを繰り返してきて、何とか今の現行の金額でやってまいりましたが、さすがに同じ質のものを提供するのはいよいよ難しいということでの、引き上げといいますかね、食材を確保するためには引き上げざるを得ないというような判断で、今般これを提案しております。ですので、保護者負担が増えます。

給食費、いわゆる食費というものは、子どもに限らず大人もそうですけれど、そこでは実費負担というのが基本の考え方です。家においても食べるわけですし、施設においても食べますので。それは自分のお金で払ってくださいというのが基本なのですが、ただ、この学校の子どもたちについては、栄養も摂取できなければいけないし、家庭の事情で云々ということではなくしてやっていかなければいけないということで、一定の公費負担をしているわけですね。

今般、その引き上げに当たっては、補助額も一定程度は税金から投入しましょうと。でも、自己負担の額も1食何円という単位では払っていただきますということで、高額な値上げということにはならないだろうなというふうに思うのですが、どんな印象を持たれるかなど。

長崎委員、いかがですかね。

長崎委員

外食の費用だって上がっているわけではないですか。スーパーで自分で食材を買うときだって値上がりしているわけだから、しょうがないと思いますけど。

坂田教育長

俣野委員、いかがでしょう。

俣野委員

今、よく他区では給食費の滞納みたいなのがありますけれども、当区では何件かあるものなのですか。

坂田教育長 学務課長 どうぞ。
現在、給食費については口座の引き落としという形でなっていますので、現金で集めていたときに比べると苦労は少ないようですが、それでも学校の努力によって、結果的には全員完納されていると聞いております。

俣野委員 学務課長 その、結果的にはということは、例えば先生が代わりにお支払いになるといったことではないのでしょうか。

学務課長 そういう意味ではなくて、催促して銀行に入れていただいているということです。ただ、場合によっては少し滞ることもあるケースについては、学校のほうで保護者に連絡していただいて、口座に入れてもらうという努力をしていただくというのは若干あると聞いておりますけれども、結果的には全部、保護者が負担していただくことはできているというふうに聞いております。

金丸委員 学務課長 ちょっと違う見方なのですけども、値上げはしようがないと思っているし、これだけで済むのだったら、これは当然応じざるを得ないものだと思うんですけども、実はこれから先のことを考えるときに、これだけ災害が多くなってきて、とれるものもとれなくなってくる可能性があるではないですか。一体、この値段でいつまでできるかというのが非常に大きな問題で。そうすると、これから先、そういう状況を受けて、我々は今の段階からアナウンスをやっていかないとはいけませんね。ある日、どんと上げるわけにはいかないということです。どういような戦略をとらなければいけないかということを、本気で考えなければいけない状態に今あるのではないかなというふうには思っています。

坂田教育長 学務課長 はい。ありがとうございます。そういう姿勢で我々も射程を長く見ないといけないし、地球環境の問題とリンクしてくるといようなこともあります。

学務課長 現実問題として、今、子どもたちに栄養とか、あるいはアレルギーの問題とかということも、現実に対応しながら、食生活、食育という観点から、食べることの大切さ等々も、教育の1つとしてやっていかざるを得ないという中でいろいろな判断でございしますが、そういうことで、具体的には金額が上がるということに対して、これから予算議会の中で議論していきたいというふうに思っております。また何かご意見がございましたら、適宜いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

学務課長 それでは、この案件につきましては以上とさせていただきます。

主任指導主事 学務課長 続いて、それでは、指導課から、いじめ、不登校、適応指導教室の状況についての報告をお願いします。

主任指導主事 学務課長 いじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご説明をさせていただきます。

主任指導主事 学務課長 いじめ報告数につきましては、先月と変化はございません。不登校者数としましては、小学校2年生で1名、4年生で2名、5年生で2名、6年生で3名、中学1年生で1名、中学2年生で2名増え、計81名となっております。

す。また、1名解消等もございますが、こちらについては、また個別の内容等についてはまた個人が特定される可能性がございますので、この場では詳細を割愛させていただきたいと思えます。

この時期不登校となって計上されてきたお子さんは、継続して長期間お休みしているというお子さんよりも、月に何日間か、また週に何日間か休んで積み上げられてきて、この12月、30日を超えたというケースが多いお子さんでございます。

傾向としては、昨年度も同様に、やはり積み重ねてきて、この時期になると不登校として計上されるお子さんもいらっしゃいますし、あと家庭での事情だとか、なかなか学校に行きたいという登校意欲が湧かないとか、そういった事情もあって、不登校になっているお子さんがいらっしゃいます。

昨年度は年間を通じて77名だったところですが、今年度はこの時点で81名ということで、不登校者数はやはり増加傾向にあるというところは、しっかり捉えていかなければならないと考えております。

続きまして、適応指導教室の利用状況について、今月利用は6名でございました。先月は8名でした。2名減っておりますが、また、こちらについても利用したりしなかったりというところがありますが、登録者数という部分では、もう少し多い人数が登録されております。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということでございます。何かお気づきの点、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

不登校者数、去年のデータをちょっと合わせなければいけないのかもしれませんが、小学校5年生と中学校2年生、極めてというわけではないにしても、ちょっと人数的に多いなど。これは5年生とか中学1年生というところに、何か不登校になりやすいポイントというのはあるのでしょうか。

坂田教育長

主任。

主任指導主事

昨年度と比較しますと、昨年度の5年生はこの時点では5名で、また今の5年生は去年の4年生ですので、では、その時点で去年も4年生のときが多かったのかというと、決してそうではなくて、今年5年生が確かに急激に増えているなという印象がございます。もう少しこちらも丁寧に探っていきたいと思えます。

中学2年生につきましても、昨年度は7名であったものが今年度は15名と、約2倍になっておりまして、では、昨年この子たちが1年生のときはどうなのかというと、7名、こちらもやはり増えている。今年になって増えているという傾向がございます。ただ、この中学2年生の15名のうち7名は、やはり昨年度も不登校として報告を受けている。それで、新たにやはり7名増えているということが、今年度の傾向としては、今、把握しているところでございます。

金丸委員
坂田教育長

ありがとうございます。
はい。
ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、いじめ、不登校等の結果報告については以上でございます。
引き続きまして、九段中等教育学校経営企画室から、令和2年度の九段中等教育学校の適性検査応募状況でございます。よろしくお願いいたします。

九段中等教育学校経営企画室長

1月15、16の2日間で九段中等教育学校の応募が終わりまして、その応募状況がまとまりましたので、報告いたします。

募集区分のAは千代田区民、そしてBは都民という形でございます。令和2年入学の者につきましては、ご覧のように、男子は昨年と比べ1名増、そして女子は8名増ということで、男子、女子合わせて応募倍率は2.4倍ということで、昨年度に比べて0.11倍増えているということでございます。

また、B区分につきましては、男子は5名ほど増えているのですが、女子がかなり減っているということで、19名ですか、減っているような状況で、合計につきましては6.76倍というようなことで、昨年度に比べ、0.18倍ですか、減っている状況です。

今後の状況ですけれども、2月3日の日に適性検査を、九段校舎、富士見校舎で行いまして、そして2月9日にホームページと、学校への掲示ということで発表します。そして、入学手続は2月9日、10日で行うということになっております。

ちなみに、都立の中高一貫校は10校あるわけですが、その応募倍率につきましては、平均で、10校の平均が5.74倍ということで、昨年度の6.02倍から0.3ぐらい減ったという形ですので、その減りぐあいからすると、九段中等についてはそれほど減っていないというような形です。そして、今年度5.74倍というのが、これが一般の競争倍率でございます。九段中等が6.94倍ということなので、ほか一般に比べると高いのかなというような状況です。

報告については以上です。

坂田教育長

何かご質問がございましたら、どうぞ。

それほど大きな変化ではないから、一概には言えないのですよね。区民倍率は上がってきましたと。都民は若干下がったけれども、他の都立一貫校よりも若干いいのですか、平均としては。

九段中等教育学校経営企画室長

減り方は少ない。

中川委員

高校の授業料が無償化になって、私立校に行くのが増えた、志望する人が増えたという話がありますけれど、それは、ここではそんなに影響が出ていないと考えていいのでしょうかね。

坂田教育長
指導課長

指導課長。

無償化の影響は多分にいろいろな方面で出ているとは思いますが、けれども、昨今、中高一貫が非常に高く評価されている傾向にございますので、い

ろいろな雑誌等も含めて、かなり特集されていて、特に公立の中高一貫に関しては、注目度が高まっているという傾向だと捉えています。

坂田教育長

これからは大学の入試改革も本格的になってくる。大学の内容も変わってくるという中では、今、目先で変えられると大変なことになるというので、大学まで続いているところを最初から希望をする。今度、都立で小中高一貫校をつくるらしいですけど。立川でしたか。

指導課長

立川国際ですね。

坂田教育長

立川国際が小中高の一貫校をつくると言っています。そういう中で、次に、大学に向けて準備ができるところに向かっていくというのが、どうもそういうケースが出てきているようでございます。6年間で大学受験に向かうという影響もあるでしょうね。

以上でございます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(2月5日号)掲載事項

坂田教育長

それでは、その他に参ります。

子ども総務課長

子ども総務課から、教育委員会行事予定と広報掲載事項をお願いします。

それでは、2件続けてご報告させていただきます。

教育委員会行事予定表です。

金曜日、九段小学校で研究発表会、1月31日です。

それから、先ほどありました、2月3日は九段中等教育学校の適性検査。

2月5日水曜日、大妻女子大学のほうでペスタロッジ祭が行われます。

それから、2月9日、先ほどございましたが、九段中等教育学校の適性検査の合格発表です。

裏面に参りまして、2月12日、水曜日になりますけれども、祭日の関係で、教育委員会定例会を水曜日の開催となります。

それから2月14日、いずみこども園で研究発表会があります。

主なものは以上になります。

それから、広報原稿ですけども、子ども・子育て会議の委員募集を初め、全体で20件の広報掲載を予定しております。こちらのほうは後ほどごらんいただければと思います。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

お気づきの点がございましたら、どうぞ、よろしくお願い致します。

よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了ということになります。

す。

では、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。